

# 行 動 憲 章

一般社団法人

日本産業・医療ガス協会

制定 平成 19 年 10 月 1 日

改定 平成 21 年 6 月 8 日

協会及び会員は、優れた産業・医療ガスを安定的に供給することにより、国民の健康と福祉及び産業・経済の発展に貢献しなければならない。

そのため、協会及び会員は国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、すべての法令、以下の指針およびその精神を遵守し、高い倫理感をもって行動するものとする。

1. 医療の進歩及び産業の発展に貢献するため、研究開発に努力し、有効性、安全性に優れた、高品質な産業ガス、医療ガス及び関連機器・設備を安定的に供給する。  
同時に、医療コストの効率向上に寄与する。
2. 医療ガスの適正使用を確保するため、品質・安全性・有効性に関して、国内外の科学的に裏付けられた情報を的確に提供するとともに、市販後の情報の収集・分析評価とその伝達を迅速に行う。
3. 公正で自由な競争を通じ、生命関連製品である医療ガス及び関連機器・設備として適正な取引と流通を行うとともに、需要に即応して安定的に供給し得る体制を整備する。また、医療関係者をはじめ、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
4. ITの高度化に伴い、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、万全な対策を行う。
5. 環境意識の向上を図り、省エネルギー、廃棄物削減、リサイクルの推進等に自主的、積極的に行動する。
6. 従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、倫理感の高揚と資質の向上を図り、働きがいのある、安全で豊かな労働環境を実現する。
7. 良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行う。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し毅然として対決する。
9. 産業・医療ガス事業の安全と保安の確保のため、製造、販売、貯蔵、輸送、開発等に当たっては、常に安全と保安に留意し、産業・医療ガスの安全と保安に関する法律及び安全基準を十分に理解し遵守するとともに、ユーザー・消費者に対しても、より高度な安全と保安の確保を推進するよう指導する。
10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、自社及びグループ企業に徹底するとともに、取引先に周知させる。また、社内外の声を把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。さらには、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。